

居宅介護重要事項説明書

(有)丸八介護サービス

丸八介護サービス

居宅介護（障害支援）重要事項説明書

1. 事業所の概要

＊事業所名：丸八介護サービス

＊所在地：愛知県名古屋市中村区西米野町1丁目76-6

＊事業所番号：2310100231

身体障害者、知的障害者、児童、精神障害者

- ①身体介護（入浴・食事・排泄・通院等の介助）
- ②家事援助（調理・買い物・掃除・洗濯等の援助）
- ③重度訪問介護（重度の肢体不自由で常時の介護を要する人の居宅での入浴、排泄、食事の介護の他外出時の移動介護）
- ④乗降介護（通院等の為の乗車または降車の介助）
- ⑤同行援護（視覚障害者の為の移動援護）

営業日：月曜日から金曜日

ただし国民の祝日、12月29日から1月3日、8月13日から8月15日は除く。

営業時間：サービス提供24時間365日

事務所営業時間 平日午前9時から午後5時（電話は24時間）

管理者：飯尾多門

連絡先：052-481-1917

＊サービス提供区域：中村区、中川区、中区、西区、北区、東区

2. 事業所の運営方針

- ①事業所の従業員は、利用者（児童福祉法にあっては障害児。以下この項について同じ）居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴・排泄・食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行います。
- ②事業所の従業員は、利用者の意思及び人格を尊重し、つねに利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。
- ③事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、他の居宅支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

3. （従業員の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上

サービス提供責任者は、居宅介護計画等（提供するサービスが指定重度

訪問介護の場合は「重度訪問介護計画」を、指定同行援護の場合は「同行援護計画」を含むものとする。以下同じ。)の作成に関する業務のほか、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 2名以上

従業者は、居宅介護等(事業所の実施する内容に応じて居宅介護、重度訪問介護、及び同行援護をいう。以下同じ。)の提供に当たる。

4. 利用者負担金

1. サービス費用総額に対し、市町村が定める利用者負担額の支払を受けるものとする。料金につきましては契約書に明示し、それ以外の代金は原則として必要ありません。

※ サービス内容の変更の際には利用金の変更もありますので、ご了承頂きます

自動引き落としの場合は翌月の(郵便局は)20日、(銀行は)26日に引き落としとさせていただきます

- ① 交 通 費 : 通常のサービス提供区域を越えて行うサービスに要する交通費は実費外出や通院等の際の従業員にかかる公共交通機関等の交通費も実費となります。
- ② そ の 他 : サービス提供中(移動介護等)に発生する従業者の施設利用料や入場料についてもその都度ご負担ください。
: 初回サービス時、または2月以上あいてのサービス提供時において市町村が定める初回加算の請求をさせて頂く場合があります。

5. キャンセル

キャンセルの連絡: 予定がわかり次第すみやかにご連絡ください。

緊急時以外はできるだけ前日までにご連絡ください。

連絡先 052-481-1917

キャンセル料: 利用者の身体状態の急変や、やむを得ない事情のある場合は無料です。

上記理由以外での当日キャンセルは、障害者総合支援制度による基準単価1割相当の料金をいただきます。

6. 秘密保持

訪問介護のサービス提供の中で知り得た利用者や御家族の情報は、利用者や御家族の了解無しに他へ漏らすことは一切ありません。ただし、関係機関等との連絡調整において必要な情報については利用させていただくこととします。

※ また緊急時、災害時において生命、身体の保護のため、利用者の安否情報を行政に提供されることに同意します。

7. 苦情対応及び相談窓口

- ① 当社でのサービスに関する苦情や相談は遠慮なくお申し付けください。

電話番号 : 052-481-1917

FAX番号：052-481-1903

相談責任者 飯尾多門

②公的機関での苦情相談もできます。(各市区町村の障害福祉の窓口)

名古屋市障害者支援課指導係 052-972-3967

8. 事故発生時の対応

①当社は利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を下記の通り行います。

②当社は利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

緊急連絡先	氏名		TEL
	氏名		TEL
主治医	病院名	_____ (_____ 科)	TEL
	担当医	_____	

9. (虐待防止に関する事項)

事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

10 第三者評価の実施状況

現在、第三者評価は実施しておりません。

11. その他

居宅介護サービスでは法令に定める禁止事項についての取り扱いはありません。

①医療行為

②利用者もしくは御家族等の金銭、預金通帳、証券等の管理や預かり

③利用者もしくは御家族からの、金銭または物品、飲食の授受

④援助中の飲食・喫煙・飲酒(移動・外出支援中の食事は除く)

⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

⑥その他、法令規則等に定められた禁止事項

12. 当社の概要

名称 有限会社 丸八介護サービス

所在地 名古屋市中村区西米野町1丁目76-6

代表者 飯尾多門

電話番号 052-481-1917
FAX番号 052-481-1903

令和 年 月 日

サービス利用契約締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 : 名古屋市中村区西米野町1丁目76-6

名称 : 丸八介護サービス

説明者 : _____

サービス利用契約締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 :

氏名 : _____

代理人 住所 :

氏名 : _____ 続柄